

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日 令和3年9月15日(水)

2 開催方法 Web会議 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

町田委員長 高橋委員 五十嵐委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長

情報通信部長 首席監察官 警察学校長

警務課課長補佐 訟務室長 交通規制課長 運転管理課聴聞官 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 刑法犯の認知・検挙状況について(令和3年8月末)

警察本部から、令和3年8月末における刑法犯の認知・検挙状況について、報告があった。

委員から、「特殊詐欺については、被害件数が減らず、被害金額も高額となっているが、対策の一つとして実施している『特殊詐欺電話対策装置貸出パイロット地区モデル事業』の成果はどうなっているか。」と質問があり、警察本部から、「『特殊詐欺電話対策装置貸出パイロット地区モデル事業』は、前橋市六供町全域の65歳以上の高齢者が居住する世帯を対象に、特殊詐欺電話対策装置を貸出し、特殊詐欺の被害防止を図るとともに効果検証を行うものであるが、現在のところ、約500世帯から設置希望を受け、順次、対策装置を設置しているところである。成果については、これまでのところ、対策装置を設置した世帯で特殊詐欺被害の発生はなく、利用者からも『非常に安心できる。』旨の感想が寄せられているところであり、引き続き、対策を推進して参りたい。」と回答があった。

また、委員から、「先日、自治体から届いたメールには、還付金詐欺が発生した旨の注意喚起とあわせ、被害防止のため留守番電話を設定するように案内されており、大変良いことだと感じたので、警察でも積極的に啓発していただきたい。」と意見があり、警察本部から、「留守番電話機能の常時設定については、主に地域警察官による巡回連絡等を通じた指導を推進しているところであり、住人の了承を得られた世帯には、警察官が直接留守番電話の設定をしているほか、回覧板

等を通じた呼びかけも実施している。」と回答があった。

イ 交通人身事故発生状況について（令和3年8月末）【速報値】

警察本部から、令和3年8月末における交通人身事故発生状況の速報値について、報告があった。

委員から、「交通人身事故件数が増加し、コロナ禍で交通関係団体が集まって活動することが難しくなっているが、交通事故を減らすため、秋の全国交通安全運動を含め、工夫した取組をお願いしたい。」「引き続き、交通指導取締り、交通安全教育等の推進をお願いしたい。」と意見があり、警察本部から、「交通死亡事故は、本年1月と6月に多発し、それ以外の月は例年並みで推移していたが、10月以降、人流の活発化も予想されることから、事故抑止に向け、各種対策を実施して参りたい。」と回答があった。

(2) 決裁事項

ア 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部改正について

警察本部から、「大規模災害対応における運用が増加し、広域運用の強化等による災害対処能力の向上が求められていることなどを踏まえ、警察用航空機の運用の見直しを図り、地域部地域課に附置されている航空隊を警備部警備第二課へ移管とする改正を行う。」と説明があり、決裁した。

委員から、「航空機が他県に出動することはあるのか。」と質問があり、警察本部から、「山岳救助等で出動することはあるが、回数は多くない。」と回答があった。

イ 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

警察本部から、「群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴い、オンラインによる手続を行う場合に必要となる当該行政手続の根拠法令等の告示が不要となることから、公安委員会規則も同様の改正を行う。」と説明があり、決裁した。

ウ 運転免許証の更新処分に対する審査請求の受付について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

エ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理について

警察本部から、令和3年9月6日付けで受理した警察職員の職務執行に対する苦情について説明があり、決裁した。

オ 廃止信号機関連の交通規制について

警察本部から、廃止信号機関連の交通規制について説明があり、決裁した。

カ 群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

キ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案6件の意見聴取結果及び8件の聴聞結果について説明があり、決裁した。